

大分県国民健康保険運営方針の見直しについて

第1章 運営方針策定の趣旨等

- 趣旨: 国民健康保険の安定的な財政運営や市町村の国民健康保険事業の運営の広域化・効率化を推進するため、県内の統一的な運営方針を定める。
- 策定根拠: 国民健康保険法第82条の2
- 対象期間: 平成30年度～令和5年度までの6年間(対象期間中であっても国保を取り巻く環境の変化に応じて必要があると認められるときは、見直しを行う。)
- 他計画等との関係: 大分県医療計画、大分県医療費適正化計画、生涯健康県おおいた21(健康増進計画)等との整合性を図る。

第2章 市町村国保の現状と課題

第3章 医療費及び財政の見通し

第4章 市町村における保険税の標準的な算定方法等

- 保険税賦課の現状
- 制度改革後の保険税算定の基本的な考え方
- 国保事業費納付金の算定方法
- 標準保険料率の算定方法
 - 標準的な算定方式の設定
 - 分割指数(割合)の設定
 - 所得係数 β の設定
 - 標準的な収納率の設定
 - 将来的な保険税率
将来的には保険料(税)水準の統一を目指す方向で議論。引き続き市町村と課題を検討。
- 大分県国民健康保険財政安定化基金の活用
 - 貸付
 - 交付
 - 県国保特別会計への取崩し
 - 決算剰余金の活用
一部を基金に積立て、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備える。
- 財政収支の改善と赤字の解消
 - 財政収支の改善
 - 赤字の解消
市町村ごとに赤字要因の分析及び法定外繰入れの状況の公表(見える化)を進める。

第5章 県と市町村の歳入・歳出両面における取組

- 基本的な考え方
- 保険税の徴収の適正な実施
- 資格管理及び保険給付の適正な実施
- 健康寿命の延伸・医療費適正化に向けた取組
 - 第2期データヘルス計画に基づくデータヘルスの推進
 - 特定健康診査・特定保健指導の促進
 - 糖尿病性腎症等の生活習慣病重症化予防の推進
 - 健康教育の推進
 - 重複・頻回受診、重複服薬の是正
 - 後発医薬品の使用促進
 - 高医療費市町村
- 市町村国保事業の広域的及び効率的な運営の推進
- 保健医療福祉サービス等に関する施策との連携
 - 「健康寿命日本一」実現のための施策との連携
 - 病床機能の分化及び連携の推進
 - 地域包括ケアシステムとの連携
 - 高齢者の介護予防の取組との連携
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
 - 市町村保健部門との連携

第6章 運営方針の推進体制